

付 属 資 料

目次

- 1 社会潮流
- 2 宝塚市の都市計画
- 3 用語の解説
- 4 都市計画マスタープラン改定の経過
- 5 諮問書
- 6 答申書

1 社会潮流

「たからづか都市計画マスタープラン 2012」を策定した平成 24 年（2012 年）以降の都市計画に関する社会の動きです。

（1）人口減少・高齢化の進行

我が国の総人口が平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少を続ける一方で 65 歳以上の人口は増加が続いており、人口減少と高齢化が同時に進行しています。子どもから高齢者まで誰もが安心できる生活環境を実現するとともに、持続可能な都市経営を可能とすることが都市における大きな課題となっています。

このような状況の中、市街地では、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する「都市のスポンジ化」の進行が懸念されています。日常的な管理が行われない土地・建物の増加は、治安・景観の悪化などを引き起こし、地域の魅力・価値の低下につながります。

また、人口減少社会における持続的なまちづくりを推進するため、生活利便機能や住居などを集約し、それらを公共交通により結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく「立地適正化計画」の制度が、平成 26 年（2014 年）の都市再生特別措置法の改正により創設されました。

（2）持続可能な社会

平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGs は、17 のゴール・169 のターゲットで構成された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。これらの目標は、発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、誰一人として取り残さない社会の実現のため、世界各国で取組が進められています。

（3）生活様式の変化

新型コロナウイルス感染症の流行拡大は、社会や経済に大きな影響を与え、さらには人々の生活様式など、多方面に波及しています。

令和 2 年（2020 年）に国土交通省が公表した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」では、都市の今後のあり方と新しい政策の方向性として、「複数の用途が融合した職住近接に対応するまちづくりを進めることが必要。様々なニーズ、変化、リスクに対応できる柔軟性・冗長性を備えた都市であることが求められる。」「働く場所・住む場所の選択肢が広がるよう、都市規模の異なる複数の拠点形成され、役割分担をしていく形が考えられる。」「郊外、地方都市は、居住の場、働く場、憩いの場といった様々な機能を備えた地元生活圏の形成を推進。育ちの場となるオープンスペースも重要。」などが示されました。

（4）情報通信技術による社会の変化

平成 28 年（2016 年）に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画で Society5.0 が提唱されました。Society 5.0 では、我が国が目指すべき未来社会の姿として、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」を掲げています。

このような背景の中、情報通信技術が社会に浸透し、様々な分野での利活用が広がっており、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる「DX (Digital Transformation)」が進行しています。今後、AI（人工知能）やドローンなどの活用、MaaS (Mobility as a Service) による移動サービスの最適化などの新技術が社会に変化を与えることが予想されています。

(5) 都市間競争の激化

全国的な人口減少が進行する中、定住人口や交流人口の呼び込みについての競争が激化する傾向が見られます。様々な自治体が、「選ばれる自治体」に向けて独自のシティセールスやシティプロモーションを展開しており、今後も都市間競争に対応するため、なお一層の取組が求められています。

(6) インバウンドの増加

我が国を訪れる訪日外客数は、平成 21 年（2009 年）時点の 679 万人/年から、10 年後である令和元年（2019 年）時点には 3,188 万人/年にまで増加しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年（2020 年）以降大幅に減少していますが、人口減少により我が国の経済成長率の低下が懸念されている中、外国人旅行者は国内の需要減を補う新たな需要として期待されています。

(7) 自然や農地の保全・活用

自然や農地の土地利用に対する考え方が変化しています。

平成 27 年（2015 年）に閣議決定された国土形成計画・第 4 次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題の対応の一つとして、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するグリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

また、平成 28 年（2016 年）に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農地は農産物を供給するだけでなく、都市農業・農地の有する多様な機能の発揮を図るため、都市農地を従来の「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へとその位置づけが転換されました。

(8) 気候変動と大規模災害

集中豪雨や台風、地震など大規模な災害が頻発しています。近年は特に降雨の局地化・集中化による災害の激甚化の傾向が見られます。

このような状況の中、平成 27 年（2015 年）の COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）において、地球温暖化の緩和など気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定「パリ協定」が採択されました。我が国においては、令和 2 年（2020 年）に「2050 年までのカーボンニュートラル」を内閣総理大臣が宣言するなど、気候変動に対して総合的な取組が進められようとしています。

また、防災・減災、国土強靱化への取組を加速させるため、令和 2 年（2020 年）に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、風水害や切迫する大規模地震などへの対策などが重点的に進められています。

(9) 都市マネジメントの進行

特定のエリアを対象とし、住民や民間事業者などのエリアのステイクホルダー（利害関係者）が、エリアの魅力と価値を高めるために協働して様々な活動を行う「エリアマネジメント」の取組が大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地などで全国各地に広がっています。

このような状況の中、「居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（滞在快適性等向上区域の設定）」が、令和 2 年（2020 年）の都市再生特別措置法の改正により位置づけられ、その推進方策として、エリアマネジメントが一層注目されています。

2 宝塚市の都市計画

※令和3年（2021年）3月時点、面積・延長については全て約値

（1）都市計画区域

都市計画区域とは、市の中心の市街地を含み、自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などに関する現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定した区域です。

本市では、新都市計画法（昭和43年（1968年）6月15日施行）に基づき、昭和45年（1970年）10月31日に本市を含む7市1町で「阪神間都市計画区域」の指定が行われ、市域全域（10,189ha）が都市計画区域となっています。

（2）区域区分（市街化区域、市街化調整区域）

都市計画区域では、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めています。市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。また、市街化調整区域は、農林業の振興や自然環境の保全のため市街化を抑制すべき区域です。

本市では、昭和45年（1970年）に両区域に区分されて以降、社会経済情勢の変化に伴う見直しが行われています。平成28年（2016年）3月に第7回の見直しが行われ、市街化区域が2,605ha（市域の25.6%）、市街化調整区域が7,584ha（市域の74.4%）となっています。

（3）地域地区

①用途地域

用途地域は、都市公共施設と建築物の容量とのバランスのとれた都市の建設を誘導し、生活環境の保全と商工業の維持増進を図るため、建築の用途、形態などを合わせて定めるものです。

本市では、11種類の用途地域を定めています。

○用途地域の状況

種類		面積	割合
住居系	第1種低層住居専用地域	1,091ha	89.1%
	第2種低層住居専用地域	17ha	
	第1種中高層住居専用地域	691ha	
	第2種中高層住居専用地域	245ha	
	第1種住居地域	209ha	
	第2種住居地域	45ha	
	準住居地域	25ha	
商業系	田園住居地域	指定なし	5.0%
	近隣商業地域	67ha	
	商業地域	62ha	
工業系	準工業地域	124ha	5.9%
	工業地域	29ha	
	工業専用地域	指定なし	
合計		2,605ha	100.0%

②特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において、特別の目的から特定の用途の利便増進、または環境の保護などを図る地区です。

本市では、工業の利便や既存工業の保護などと住居環境の保全との調和を図るため、武庫川下流部両岸の6地区を特別工業地区に定めています。

○特別用途地区の状況

名称		面積
小浜2丁目地区		3.0ha
高松町・御所の前町・末成町地区		9.4ha
末成町・高司・美幸町地区	1種	12.6ha
	2種	7.2ha
亀井町・高松町地区		10.1ha
安倉西・安倉南・金井町地区		14.8ha

③高度地区

高度地区は、主に住居系用途地域内で、都市の美観、日照の確保など市街地の環境を維持し、土地の合理的な利活用の推進を図るため、建築物の高さに一定の制限を加える地区です。

本市では、6種類の高度地区を定めています。

○高度地区の状況

高度地区	面積
第1種高度地区	1,105ha
第2種高度地区	409ha
第3種高度地区	168ha
第4種高度地区	422ha
第5種高度地区	51ha
第6種高度地区	153ha

④高度利用地区

高度利用地区は、都市空間を有効に利用し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率、建ぺい率、建築面積、壁面の位置について制限を定める地区です。

本市では、鉄道駅周辺の7地区を高度利用地区に定めています。

○高度利用地区の状況

名称	面積
南口地区	1.3ha
逆瀬川地区	2.5ha
宝塚駅前地区	6.7ha
逆瀬川駅前北地区	0.5ha
湯本地区	1.3ha
売布神社駅前地区	1.6ha
仁川駅前地区	1.6ha

⑤防火地域

防火地域は、市街地における火災・延焼の危険を排除するために定める地域です。

本市では、南口地区と逆瀬川地区の 2 地区を防火地域に定めており、準防火地域の指定はありません。

○防火地域の状況

名称	面積
南口地区	0.9ha
逆瀬川地区	2.5ha

⑥特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、樹林地、草地、水辺地、岩石地などの緑地で良好な自然環境を形成しているものを保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとする地区です。

本市では、山麓部の住宅地を土砂災害から守るとともに、市街地背後の自然緑地を保全するため、3 地区が特別緑地保全地区となっています。

○特別緑地保全地区の状況

名称	面積
良元・生瀬緑地保全地区	217.0ha
北中山緑地保全地区	67.0ha
中山台緑地保全地区	6.1ha

⑦生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地などの生産活動に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための地区です。

本市では、阪神・淡路大震災の経験を踏まえて防災空間として確保するとともに、本市の地場産業である花き・植木産業の振興を図るため、320 地区を生産緑地地区に定めています。

○生産緑地地区の状況

指定地区数	面積
320 地区	69.72ha

(4) 被災市街地復興推進地域

被災市街地復興推進地域は、阪神・淡路大震災を契機に立法化されたもので、都市計画区域内における市街地の土地の区域において、大規模な火災や震災などにより相当数の建築物が滅失した区域の、早期で健全な復興を図り、防災性の高いまちづくりを推進するため、一定期間の建築の制限などを講じるものです。

本市では、平成 7 年（1995 年）に 3 地区を被災市街地復興推進地域として定めましたが、事業完了に伴ない、平成 21 年（2009 年）にこれらの地域を廃止しています。

○被災市街地復興推進地域（廃止）の状況

名称	面積
売布神社駅前地区	1.6ha
仁川駅前地区	1.6ha
花の道周辺地区	0.9ha

(5) 都市施設

①道路

道路は、都市の諸活動を支える交通路としての役割に加え、コミュニケーションの空間、まちなみ（景観）を創造する空間、緊急時の避難路、緩衝帯など防災面での利用空間、上下水道・ガス・電力の埋設空間などとしての機能を持ち、市民生活において幅広い役割を担うものです。

本市では、42 路線、延長 53.81km の道路を都市計画施設として定めており、全体の 73.93%にあたる 39.78km を改良しています。

②駐車場

駐車場は、公共空間と良好な環境と安全性を確保するための交通施設です。

本市では、4 箇所の自転車駐車場を都市計画施設として定めており、全て完成しています。

○都市計画自転車駐車場の状況

名称	面積	収容台数
宝塚市逆瀬川駅前自転車駐車場	1,500 m ²	1,040 台
宝塚市中山寺駅前自転車駐車場	2,200 m ²	2,000 台
宝塚市仁川駅前自転車駐車場	1,600 m ²	670 台
宝塚市売布神社駅前自転車駐車場	1,800 m ²	650 台

③公園・緑地

公園・緑地は、散策、鑑賞、子どもの遊び場、スポーツなどに必要な場を確保し、都市住民の健康な心身の維持形成に大きな効用を果たすだけでなく、火災時の延焼の防止、災害時の避難場所など災害対策にも必要不可欠なものです。

本市では、107 箇所、321.38ha の公園と、7 箇所、103.4ha の緑地を都市計画施設として定めています。そのうち 107 箇所、107.08ha が開設済みであり、1 人あたりの供用開始面積は、4.6 m²となっています。

④下水道

下水道は、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除など、都市活動を支える上で必要不可欠なものです。

本市では、汚水・雨水について 2,670ha を都市計画施設として定めています。

⑤汚物処理場、ごみ焼却場その他廃棄物処理施設

汚物処理場、ごみ焼却場その他廃棄物処理施設は、都市の公衆衛生を担う重要な施設です。

本市では、クリーンセンターと緑のリサイクルセンターを都市計画施設として定めています。

○汚物処理場、ごみ焼却場その他廃棄物処理施設の状況

名称	面積
汚物処理場	3.1ha
ごみ焼却場	3.1ha
緑のリサイクルセンター	0.8ha

⑥火葬場

火葬場は、処理施設とともに、公衆衛生の役割を担う施設です。

本市では、1 箇所、0.8ha の火葬場を都市計画施設として定めています。なお、霊園としては西山霊園、長尾山霊園、宝塚すみれ墓苑の 3 箇所で運営しています。

⑦防砂の施設

防砂の施設は、都市計画区域において土砂災害などを未然に防ぎ、良好な都市環境を維持しようとするものです。

本市では、六甲山系武庫川流域宝塚地区を都市計画施設として決定しています。なお、自然緑地の保全及び円滑な事業展開を担保する観点から、ほぼ同じ区域を特別緑地保全地区に定めています。

○防砂の施設の状況

名称	位置	面積
六甲山系武庫川流域宝塚地区防砂の施設	伊子志武庫山、小林西山、長寿ガ丘、月見山2丁目、紅葉ガ丘、宝松苑、光ガ丘1丁目、2丁目、逆瀬台1丁目、2丁目及びゆずり葉台1丁目、2丁目及び3丁目	244.9ha

(6) 市街地開発事業

①土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法により土地の区画形質を変更することで、道路、公園、水路などの公共施設の整備を行い、宅地の区画、形状を整え、健全な市街地を形成するものです。

本市では、昭和18年(1943年)から令和3年(2021年)まで30地区(210ha)で事業が行われており、そのうち6地区(120.3ha)が都市計画決定を行い、事業が完了しています。

②市街地再開発事業

市街地再開発事業は、耐火建築物が少なく公共施設が不十分であり、土地利用が細分化されているなど、市街地の改造更新を必要とする地域において、道路、駅前広場などの都市施設と建築物を一体的に整備するもので、その地域の居住、商業環境を改善し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るためのものです。

本市では、昭和45年(1970年)に宝塚南口駅前地区第一種市街地再開発事業の開始をはじめ、6地区(13.2ha)で都市計画決定を行い、事業が完了しています。

(7) 地区計画

地区計画は、用途地域などの都市計画が全国画一的な制限を行うのに対し、住民の生活に結びついた地区を単位として、その地区の特性に合わせて建築物の用途や形態についてきめ細やかに定め、良好なまちづくりを実現しようとする制度です。

本市では、42地区で地区計画を定めています。当初は、第一種低層住居専用地域において敷地の細分化防止と居住環境の保持に重点を置いた地区計画が主流でしたが、平成14年以降は、景観形成基準などとあわせた、まちづくりルール策定の取組を進めています。

3 用語の解説

※ページ番号は、本計画における初出のページを示している

あ

空き家バンク制度 (P36)

市内における空き家の流通、利活用を促進し、定住促進や地域活性化を図ることを目的に、所有者からの空き家情報を公開し、利活用希望者とのマッチングを行う制度。

ICT (P26)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報・通信に関する技術の総称。

アドプト (制度) (P42)

市民と行政の連帯による地域に親しまれるまちづくりを進めるため、行政が管理している道路や公園などの清掃や草花の植え付けなどを市民が行うボランティア制度。

エリアマネジメント (P35)

特定のエリアを単位に、住民や民間事業者が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行う取組。

オープンスペース (P26)

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、都市域、地区や街区、敷地内において建物によって覆われていない土地の総称。

か

合併処理浄化槽 (P45)

汚水(し尿)や台所・風呂などからの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、放流する施設。

居住誘導区域 (P38)

立地適正化計画で定める区域。人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

近郊緑地保全区域 (P39)

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき指定される区域。無秩序な市街化の拡大の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止を目的としている。

区域区分 (P2)

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域で定める市街化区域と市街化調整区域との区分。

計画規模降雨 (P18)

「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して設定(兵庫県では1級河川の主要区間において概ね1/100~1/200年確率規模、その他河川では概ね1/30~1/100年確率規模で設定)。

景観計画特定地区 (P49)

宝塚市都市景観条例に基づき景観に関する基準に該当することで指定することができる地区。宝塚市景観計画では、景観計画特定地区ごとに景観形成方針及び景観形成基準を定めている。

景観重要樹木 (P49)

宝塚市景観計画の指定の方針に則し、指定された良好な景観の形成に重要な樹木。

景観重要建造物 (P50)

宝塚市景観計画の指定の方針に則し、指定された良好な景観の形成に重要な建造物。

減災 (P33)

防災が被害を出さない取組であるのに対し、被害がでることを想定した上で、災害時に発生し得る被害を最小化するための取組（ダメージコントロール）。

県有環境林 (P39)

県が無秩序な開発などの抑制を図るために取得し、良好な地域環境の保全を図ってきた山林について、水源涵養、CO2 排出抑制などの森林の持つ公益機能に着目して計画的に取得管理を行っているもの。

洪水浸水想定区域 (P18)

水防法に基づき指定される区域。洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

交通結節点 (P36)

鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場など、同じ交通手段や異なる交通手段を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎなどができる場所のこと。

高度地区 (P36)

主に住居系用途地域内で、都市の美観、日照の確保など市街地の環境を維持し、土地の合理的な利活用の推進を図るため、建築物の高さに一定の制限を加える地区。

国立公園 (P39)

自然公園法に基づき指定される自然公園。日本の景勝地の中でも特に優れた場所が指定され、自然保護を目的として国が管理するもの。

コンパクト（なまち）(P5)

住まい、職場、学校、病院、遊び場などの諸機能を集積することにより、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせる生活空間を実現するまち、もしくはそれをめざしたまちづくり。

さ

災害時要援護者支援制度 (P48)

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者のうち、個人情報提供に同意をした者の情報を、市が地域の避難支援組織に提供することで、実際に災害が起きた時、地域の中で安否確認や情報提供などの支援が受けられるようにするための制度。

SIC (P21)

Smart Inter Change（スマートインターチェンジ）の略。SAなどで、ETC 搭載車に限り乗り降りできるインターチェンジ。

SA (P21)

Service Area（サービスエリア）の略。高速道路等における道路休憩施設のひとつ。

市街化区域 (P6)

既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化区域内農地 (P26)

市街化区域内にある農地。一定の条件を満たすことで生産緑地地区に指定されるものがある。

市街地再開発事業 (P5)

耐火建築物が少なく公共施設が不十分であり、土地利用が細分化されているなど、市街地の改造更新を必要とする地域において、道路、駅前広場などの都市施設と建築物を一体的に整備するもので、その地域の居住、商業環境を改善し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るためのもの。

シビックプライド (P33)

都市に対する市民が持つ誇りのこと。「ここをよりよい場所にするために自分自身がかかわっている」という当事者意識に基づく自負心。

親水空間 (P44)

水と親しむことが出来る空間のこと。親しむことの内容には、水に触れること、接することだけではなく、眺めることやなじむことなども含まれる。

ストック (P33)

既にある整備済みの都市基盤施設や公共施設、建築物などの空間や施設、および文化・歴史の資源や観光資源などのこと。

ストリートファニチャー (P50)

街灯やベンチ、案内板などが街路や広場などに置かれる備品の総称。

生産緑地地区 (P38)

市街化区域内にある農地などの生産活動に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための地区。

想定最大規模降雨 (P18)

当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考え方にに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定（兵庫県では各河川において想定最大規模降雨が 1/1000 年確率規模以上になるように設定）。

た

地域地区 (P2)

用途地域をはじめとする土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された地域、地区、街区。

地区計画 (P36)

用途地域などの都市計画が全国画一的な制限を行うのに対し、住民の生活に結びついた地区を単位として、その地区の特性に合わせて建築物の用途や形態についてきめ細やかに定め、良好なまちづくりを実現しようとする制度。

長期優良住宅 (P36)

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた良好な住宅。

DID (P7)

Densely Inhabited District の略。市区町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。

DX (P26)

Digital Transformation の略。進化した ICT を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革すること。

特定生産緑地 (P38)

生産緑地の土地所有者等の同意をもって特定生産緑地に指定することで、買取り申出ができる時期を 10 年延長し、同様の税制特例措置を引き続き受けることができる制度。

特別用途地区 (P38)

用途地域内において、特別の目的から特定の用途の利便増進、または環境の保護などを図る地区。

特別緑地保全地区 (P39)

都市緑地法に基づき、樹林地、草地、水辺地、岩石地などの緑地で良好な自然環境を形成しているものを保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとする地区。

都市機能 (P3)

都市が持つ都市としての機能。電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能及び商業、教育、観光に関する機能などが含まれる。

都市基盤施設 (P27)

道路、公園、鉄道などの公共運輸機関、上下水道、廃棄物処理施設、通信施設、エネルギー施設など、生活や産業の基盤となる施設。

都市景観形成地域 (P55)

旧宝塚市都市景観条例に規定される地域。

都市施設 (P34)

道路などの交通施設や公園・緑地などの公共空地、上下水道・ガス・ごみ焼却場などの供給・処理施設、学校・図書館などの教育・文化施設、病院・保育所などの医療・社会福祉施設などをいう。

土砂災害警戒区域 (P17)

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域 (P17)

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

土地区画整理事業 (P36)

公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法により土地の区画形質を変更することで、道路、公園、水路などの公共施設の整備を行い、宅地の区画、形状を整え、健全な市街地を形成する事業。

な**ノンステップバス (P43)**

車両に段差無く乗り降りでき、車内でも段差無く利用できるバス。

は

バリアフリー (P35)

高齢者や障害者などが社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、障壁を取り除いた状態。

阪神間モダニズム (P35)

1900年代から1930年代にかけて、主に六甲山系と海に囲まれた理想的な地形を有する阪神間（神戸市灘区・東灘区、芦屋市、宝塚市、西宮市、伊丹市、尼崎市、三田市、川西市）を中心とした地域を土台に育まれた、近代的な芸術・文化・生活様式とその時代の状況。

ヒューマンスケール (P50)

人間を基準とした物の見方、考え方による実際のスケール。身体的、行動的、心理的、社会的な人間性を考慮して定められる。

PF1 (P52)

Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して行う手法。

PPP (P52)

Public Private Partnership の略。行政が行うサービスを、行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様な技術・知識を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の業務効率化などを図ろうとする考え方や概念。

防砂の施設 (P39)

都市計画区域において土砂災害などを未然に防ぎ、良好な都市環境を維持しようとするもの。

ま

まちづくりルール (P36)

具体的で身近なまちの課題を解決し、快適で良好な景観のまちづくりを進めるため、建築物などの開発事業についてのまちづくりルールの制度。本市では、景観計画特定地区、地区計画、地区まちづくりルールの3つの制度を活用している。

ら

ランドマーク (P35)

都市や地域、地区における特徴的な、あるいは、シンボリックな構造物、地形、自然的特徴、樹木などをいう。

4 都市計画マスタープラン改定の経過

(1) 会議等の経過

年度	月日	会議等	内 容
令和元年度	7月29日	令和元年度 第1回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直し等について（事前説明）
	10月31日	第1回小委員会	委員長選出 宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のためのスケジュール（案）について 都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定の基本方針（案）について
	12月25日	第2回小委員会	都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定の基本方針（案）について
	3月2日 ～3月23日	第3回小委員会 （書面開催）	立地適正化計画の誘導方針（案）について
	3月19日	第1回連絡調整会	都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定の基本方針（案）について
令和2年度	7月27日	第2回連絡調整会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の骨子（案）について
	9月4日	第4回小委員会	宝塚市都市計画マスタープラン骨子（案）について 宝塚市立地適正化計画骨子（案）について
	10月14日	令和2年度 第2回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子（案）について（意見徴収）
	11月7日	住民説明会 （中央公民館）	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子について
	11月12日	住民説明会 （中央公民館）	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子について
	2月15日	第3回連絡調整会	宝塚市都市計画マスタープラン素案について 宝塚市立地適正化計画素案について
	3月24日	令和2年度 第5回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（諮問） 宝塚市立地適正化計画の策定について（諮問）
令和3年度	6月29日	令和3年度 第1回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（継続審議） 宝塚市立地適正化計画の策定について（継続審議）
	7月7日	第4回連絡調整会	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の原案について
	8月24日	住民説明会 （男女共同参画センター）	宝塚市都市計画マスタープランの改定について 宝塚市立地適正化計画の策定について
	8月26日	住民説明会 （西公民館）	宝塚市都市計画マスタープランの改定について 宝塚市立地適正化計画の策定について
	8月31日	住民説明会 （西谷会館）	宝塚市都市計画マスタープランの改定について 宝塚市立地適正化計画の策定について
	10月15日	令和3年度 第2回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（継続審議） 宝塚市立地適正化計画の策定について（継続審議）
	12月1日 ～1月4日	パブリック・コメント	宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）に係るパブリック・コメント
	2月10日	令和3年度 第4回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（答申審議） 宝塚市立地適正化計画の策定について（答申審議）
令和4年度	4月1日		宝塚市都市計画マスタープラン改定及び公表

※ 都市計画審議会：宝塚市都市計画審議会

※ 小委員会：宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための小委員会

※ 連絡調整会：宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための連絡調整会

(2) 宝塚市都市計画審議会委員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)、所属等は令和3年(2021年)4月時点)

区分	氏名	所属等	備考
市議会議員	池田 光隆		～令和2年5月18日 令和3年5月19日～
	梶川 みさお		～令和3年5月18日
	たぶち 静子		～令和2年5月18日
	風早 ひさお		～令和2年5月18日
	田中 大志朗		
	石倉 加代子		令和2年5月19日～ 令和3年11月11日
	江原 和明		令和2年5月19日～ 令和3年5月18日
	山本 敬子		令和2年5月19日～
	寺本 早苗		令和3年5月19日～
	くわはら 健三郎		令和3年11月12日～
知識経験者	秋山 孝正	関西大学 環境都市工学部 教授	
	島田 茂	甲南大学 名誉教授	
	田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 教授	
	西井 和夫	山梨大学 名誉教授	
	岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授	
	古川 彰	関西学院大学 名誉教授	
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授	
	中西 一彦	宝塚市農業委員会 会長	～令和2年7月20日
	宮本 博司	宝塚商工会議所 会頭	～令和2年5月25日
	藤原 英二	宝塚警察署 署長	～令和2年3月31日
	今里 有宏	宝塚商工会議所 会頭	令和2年5月26日～ 令和2年9月30日
	林 五郎	宝塚市農業委員会 会長	令和2年7月21日～
	新谷 俊廣	宝塚商工会議所 専務理事	令和2年10月1日～
	岡本 修	宝塚警察署 署長	令和2年4月1日～
公募による市民	関口 義弘		～令和3年3月31日
	波田 剛		～令和3年3月31日
	中澤 朋子		～令和3年3月31日
	外山 毅		～令和3年3月31日
	齋藤 信二		令和3年4月1日～
	西川 大輔		令和3年4月1日～
	青木 晴美		令和3年4月1日～
	長野 裕子		令和3年4月1日～
県の職員	吉田 良	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	～令和2年3月31日
	横山 一也	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	令和2年4月1日～

(3) 宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための小委員会委員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)、所属等は令和3年(2021年)4月時点)

区分	氏名	所属等	備考
知識経験者	秋山 孝正	関西大学 環境都市工学部 教授	
	島田 茂	甲南大学 名誉教授	
	田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 教授	
	西井 和夫	山梨大学 名誉教授	
	岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授	
	古川 彰	関西学院大学 名誉教授	
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授	

(4) 宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための連絡調整会構成員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度))

職名(令和元年度)	職名(令和2年度~)
企画経営部政策室長	企画経営部政策室長
企画経営部公共施設整備担当次長	企画経営部公共施設整備担当次長
企画経営部行財政改革室長	企画経営部行財政改革室長
市民交流部さずなづくり室長	市民交流部さずなづくり室長
総務部行政管理室長	総務部行政管理室長
都市安全部危機管理室長	都市安全部危機管理室長
都市安全部生活安全室長	都市安全部生活安全室長
都市安全部建設室長	都市安全部建設室長
都市整備部都市整備室長	都市安全部北部地域整備担当次長
都市整備部建築住宅室長	都市整備部都市整備室長
健康福祉部安心ネットワーク推進室長	都市整備部建築住宅室長
健康福祉部福祉推進室長	健康福祉部安心ネットワーク推進室長
子ども未来部子ども家庭室長	健康福祉部福祉推進室長
環境部環境室長	子ども未来部子ども家庭室長
産業文化部産業振興室長	環境部環境室長
産業文化部北部地域調整担当次長	産業文化部産業振興室長
産業文化部宝のまち創造室長	産業文化部北部地域振興担当次長
上下水道局施設部長	産業文化部宝のまち創造室長
消防本部企画管理担当次長	上下水道局施設部長
教育委員会社会教育部生涯学習室長	消防本部企画管理担当次長
	教育委員会社会教育部生涯学習室長

5 諮問書

宝塚市諮問第1号

宝塚市都市計画審議会

宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて (諮問)

別紙のとおり宝塚市都市計画マスタープランを見直したいので諮問します。

令和3年(2021年)3月8日

宝塚市長 中川 智子

6 答申書

宝 都 審 第 17号

令和4年(2022年)2月14日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市都市計画審議会

会長 西井 和夫

宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて

(宝塚市決定)

(答 申)

令和3年(2021年)3月8日付宝塚市諮問第1号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった宝塚市都市計画マスタープランの見直しについては、原案のとおり決定することに同意します。

宝塚市都市計画マスタープラン
都市計画に関する基本的な方針

発行日 令和4年(2022年)4月
発行 宝塚市
宝塚市東洋町1番1号
0797-71-1141(代表)
編集 宝塚市 都市整備部 都市整備室 都市計画課

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

